

西脇市小規模事業者 物価高騰対策事業支援金

年間の売上額に応じて

支給額 最大 5 万円

本事業は、継続する原油価格の高騰など物価高騰により厳しい経営状況に直面している市内の小規模事業者の事業継続を下支えし応援するため、年間売上額に応じて定額の支援金を支給します。

申請受付期間

令和6年3月1日（金）▶▶ 令和6年7月31日（水）※当日消印有効

対象者

市内に主な事業所がある、下記要件をすべて満たす小規模事業者が対象

業 種	従業員数※
商業(卸売業・小売業)・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
製造業・建設業・運輸業・宿泊業・娯楽業・その他の業種	20人以下

要件① 直近の年間売上額が 120 万円以上あること

※常時雇用者数（パート・アルバイト含む）

要件② 西脇市が実施する他の物価高騰対策補助金の交付を受けていないこと

要件③ 令和6年1月1日において、1年以上西脇市内で事業を行っていること

支給額

直近の年間売上額に応じて、下記の支援金を支給します。

年間売上額	120万円以上 600万円未満	600万円以上 800万円未満	800万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
支給額	2万円	3万円	4万円	5万円

申請方法

申請書と必要書類を下記「事務局」に提出してください。（郵送可能）

提出先

〒677-0015 西脇市西脇 990 番地 西脇商工会議所内
西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金 事務局 あて

様式・要領など

西脇市・西脇商工会議所 のホームページからダウンロードできます。

西脇市小規模事業者物価高騰対策事業支援金事務局（西脇商工会議所）

詳しくはこちら

問合せ先

〒677-0015 西脇市西脇 990 番地 西脇経済センタービル 4 階

電話 0795-22-3901 FAX 0795-22-8739

【開業時間】 月～金（平日）▶ 9:00 ～ 17:00

